

四日市市消防本部告示第4号

応急手当に使用したAED電極パッドの更新事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市消防長 小谷 正人

応急手当に使用したAED電極パッドの更新事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が応急手当のために使用した自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の電極パッドの更新事業について必要な事項を定めることにより、市民によるAEDの積極的な活用を促進し、救命率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急事案 四日市市消防本部管内において発生した救急事故をいう。
- (2) AED電極パッドの更新 AED電極パッドの更新は、同等の新品を支給することをいう。

(更新事業の対象)

第3条 更新事業の対象は救急隊が出動した救急事案において、救急隊等が到着するまでの間、市民等が応急手当のためにAEDを使用した事実を救急隊等が確認した場合、その他消防長又は消防署長が更新事業の対象にする必要があると認めた場合とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体が設置したAEDを使用した場合
- (2) 特定の施設利用者の救護を目的として設置されたAEDを当該施設利用者に対し使用した場合
- (3) AEDの電極パッドの使用期限が切れていた場合など、AEDの管理に不備があったと認められる場合
- (4) 財団全国AEDマップへ登録されていないAEDを使用した場合（AED電極パッドの受領日までに登録した場合は除く）

(申請等)

第4条 AEDの設置者等（以下「設置者」という。）が、AED電極パッドの更新を希望する場合には、救急事案発生日からおおむね30日以内に、消防長又は消防署長に「応急手当に使用したAED電極パッド更新申請書」（第1号様式）を提出するものとする。

(AED電極パッドの更新等の手続き)

第5条 消防長又は消防署長は前条の申請があった場合に、第3条に該当すると認めるときは、AED電極パッドの更新を行い、設置者から「応急手当に使用したAED電極パッド受領書」（第2号様式）を受領するものとする。

(返納)

第6条 消防長又は消防署長は、設置者が虚偽その他不正な手段により更新の申請を行った

ことが判明したときは、支給したAED電極パッドを返納させる等の措置を講じるものとする。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)

第1号様式

応急手当に使用したAED電極パッド更新申請書

		年 月 日
四日市市消防長 四日市市 消防署長		
申請者 住所 氏名 電話 ()		
救急事案において、私が設置するAED電極パッドが使用されましたので、 次のとおり申請します。		
救急発生日時	年 月 日 () 時 分頃	
救急発生場所		
AED設置 施設名称		
使用AED	メーカー	
	機種 (型番)	
	電極パッド の区分 ※1	小学生から大人用 ・ 未就学児用
受付欄 ※2		経過欄 ※2
		更新の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 (理由：)

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※1欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 ※2欄は、記入しないこと。

第2号様式

応急手当に使用したAED電極パッド受領書

年 月 日

四日市市消防長

四日市市 消防署長

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請した下記のAED電極パッドを受領しました。

記

1 メーカー

2 機種（型番）

3 電極パッドの区分 小学生から大人用 ・ 未就学児用

以上